平成２６年（フ）第１１５１号
埼玉県白岡市太田新井681番地７
債務者　與島　利秋
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　破産債権の届出期間　平成27年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６４０号
東京都八王子市別所２丁目13番地２―508
債務者　山崎　正明
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　　充
4　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９０３号
東京都八王子市中野山王３丁目16番２―301号
債務者　上野　博志
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　典子
4　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７号
広島県尾道市沖側町11番31号
債務者　川原　瀧海
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　邦男
4　破産債権の届出期間　平成27年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月30日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１４７号
広島県呉市阿賀中央７丁目７番10―104号
債務者　畑田　博司
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　学
4　破産債権の届出期間　平成27年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１７号
宮城県登米市南方町山成前791―１　社会福祉法人元気村南方ナーシングホーム翔裕園、住民票上の住所宮城県登米市迫町佐沼字江合３丁目14番地６
債務者　猪又　貫二
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第１８号
宮城県登米市中田町宝江新井田字舘96番地２
債務者　及川　初江
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第１５１号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目５番14号
債務者　雪むらこと　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１５２号
群馬県邑楽郡大泉町坂田５丁目５番14号
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１９５６号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地２―４―306
債務者　三堀　郁雄
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内嶋　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月29日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９２号
山梨県甲斐市團子新居1432番地７
債務者　島田　公造
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山新吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
沖縄県中頭郡読谷村字渡慶次31番地
債務者　新垣　　保
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　潤二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第６３４号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目37番23号　シエルヒルズユイ101
債務者　大沼　義明
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月27日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８５号
山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口288番地
債務者　井上　　亮
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　祐哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第３２８号
群馬県伊勢崎市美茂呂町586番地１　新井住宅Ａ
債務者　福田　裕貴
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月３日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係